

指定医療機関等に関する事項

中国四国厚生局の指定を受けた保険医療機関
 救急告示病院
 労災指定病院
 生活保護法指定病院
 被爆者一般疾病指定医療機関
 難病指定医療機関
 指定自立支援医療機関（精神通院医療）
 身体障害者福祉法による指定医師（身体不自由）

厚生労働大臣の定める掲示事項

◇入院基本料に関する事項

地域一般入院基本料 1（13 対 1 入院基本料 看護補助加算 2） 9 床
 地域包括ケア病床管理料 2（13 対 1 入院管理料、看護職員配置加算） 31 床

当病棟では、1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 5 人以上の看護補助者が勤務しています。
 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯 9 時～17 時 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内
 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内
 夜勤帯 17 時～9 時 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内

◇入院時食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

入院時食事療養標準負担額 1 食 510 円（一般の方）

◇中国四国厚生局への届出に関する事項

(1) 基本診療料等の施設基準等

- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算 3
- 後発医薬品使用体制加算 1
- データ提出加算 2 □（医療法上の許可病床数が 200 床未満）
- 入退院支援加算 2 入院時支援加算 総合機能評価加算
- 医療 DX 推進体制整備加算 医療情報取得加算

(2) 特掲診療料等の施設基準等

- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料 1
- CT 撮影及び MRI 撮影（16 列以上 64 列未満マルチスライス CT） MRI（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 在宅療養支援病院 3
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 35

手術 頭蓋内腫瘍摘出術 令和 6 年度 0 件

◇明細書発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和 2 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することとしました。

患者さんやご家族の方が代理で会計を行う場合、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

◇一般名処方について（後発医薬品使用体制加算・一般名処方加算）

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。患者様としては、処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

◇医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備について

当院は医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように以下の体制の整備を行っております。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 薬剤情報、特定健診情報その他の必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- ・ 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。（今後導入予定です）

◇生活習慣病管理料について

診療報酬改定により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

当院では、患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の病状により担当医が判断いたします。

◇相談体制について

当院では、患者さんや家族の様々な相談に応じるサービスを行っております。相談内容によって、社会福祉士、看護師、事務職員が対応いたします。

また、当院では患者さん及びご家族をはじめとし、ご来院いただきました皆さまよりご意見をいただくため「意見箱」を外来待合ホールに設置しております。